

石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望の実施について

1 趣旨

平成17年6月の「クボタショック」以来、国においては、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行など石綿に対する総合的な対策を推進されているところです。

こうした中、令和3年5月の建設アスベスト裁判において、石綿健康被害に関する国と企業の責任を認める最高裁判決が下されるなど、職業ばく露に対する救済は一定の進展が見られました。

一方、本市において特徴的に多く確認されている、いわゆる一般環境を經由した石綿ばく露者に対しては、十分な救済がなされているとは言えない状況が未だ続いており、特に、石綿健康被害救済



環境省へ緊急要望書を手渡す稲村市長

制度の認定患者の内、60歳未満の現役世代の方々やそのご家族からは、安心して療養生活を送れるよう、生活実態を踏まえた救済給付内容の充実を求める声が多く寄せられています。

クボタショックから17年が経過し、認定患者の高齢化も進む中、甚大なアスベスト健康被害を受けた本市といたしましては、このような切実な声に1日でも早く応えたいと考えておりますことから、国においては、石綿健康被害救済制度のさらなる充実について、早急に審議されるよう強く要望いたしました。又、認定患者の方々の継続的な支援に繋げていけるよう、保険者の負担額を含めた医療費の全額を負担する制度の構築につきましても、あわせて審議されることを要望いたしました。

2 日時

10月13日(木)午後4時15分

3 要望先

環境大臣、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会委員長

4 要望者

尼崎市長 稲村和美

5 要望項目(骨子)

石綿健康被害救済制度のさらなる充実

- ・現役世代の被害者及び残された家族への経済的負担軽減等救済給付制度の充実
- ・石綿健康被害救済法での保険者の負担額を含めた医療費全額負担の制度構築

以上